

第46回道州制特区提案検討委員会開催結果

日 時：平成24年3月27日（火）18：00～19：40

場 所：本庁舎9階 職員監会議室（札幌市中央区北3条西6丁目）

出席者：

（委員）井上会長、河西副会長、太田委員、菊池委員、近藤委員、
竹田委員、湯浅委員

（事務局）総合政策部地域主権局 斎藤担当局長、阿部参事 他

（事務局）

皆さん、お晩でございます。

定刻の6時となりましたので、ただ今から第46回道州制特区提案検討委員会を開催いたします。

前回12月に委員会を開催したところでございますが、残念ながら7人の委員全員は揃わなかったということもございまして、井上会長から審議の進め方などについて、共通認識に立つ必要があるというようなご指摘をいただきまして、日程調整をした結果、通例は日中開催しているのでございますけれども、7人の委員の方が皆さんお揃いになるのは、どうしても夜間ということになりましたので、この時間から開催させていただくことになりました。

お疲れのところを誠に恐縮でございますけれども、これから委員会を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、井上会長、議事の進行について、よろしくお願ひ申し上げます。

（井上会長）

夜間に開催することになりました、誠に申し訳なく思います。今日、近年になく、（委員改選後では）初めて全員が揃うということで、活発な議論ができるようにしていきたいというふうに思っております。

これは、今年度最後というような意味合いもありますけれども、第6回答申に向けてこれから鋭意議論を積み重ねていかなければいけないところでございます。

それは、まず、皆さん方に共通認識というものを持っていただいて、4月以降の会議で個別の案件等について、審議を重ねていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、今日は、これまでの経緯というようなこととともに、今後の議論の展開の仕方、ここでご提案させていただくのは、従前の方法とは若干変わった部分、あるいは抜本的に変えていくという部分がありますので、従前からこの委員会に参加していただいている委員の方、あるいは新たに加わった委員の方におかれましても、今日、次回以降活発な議論をするために、スタートラインに全員一緒にスクラムを組んで立つという

意識の元にやっていきたいというふうに思っております。

お手元に配布されております次第をご覧くださいとお分かりいただけると思いますが、今日は、このあと大きく分けまして、「2. 報告事項」と、「3. 議事」ということで大きく2つに分かれます。

今日は、まず報告事項から事務局の説明をお願いしたいというふうに思います。この次第の右上に書いてありますように、今日6時から7時半、従来よりは若干時間は短くなっております。7時半を目処に議論を収めたいと思いますので、進行につきましては、事務局も含めてご協力のほどをよろしくお願いしたいというふうに思います。

今日は、他の回に比べると事務局の説明が多くの部分を占めることとなりますけれども、委員におかれましては、率直なご意見、あるいはご質問をお出しいただきたいと思います。

後ほど申し上げますけれども、この委員会は、トップダウンというよりは、むしろボトムアップというなかたちを従前から取ってきております。慣れていない方もおられるかもしれませんが、率直なご意見・ご質問を出していただくということを切にお願いしたいと思います。

では、「2. 報告事項」の「(1)第5回提案に対する国の対応について」ということで事務局からご説明方、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、第5回提案に対する国の対応につきまして、去る2月10日に開催されました閣議におきまして国の対応が決定されましたので、資料1に基づき説明をさせていただきます。

まず、提案項目1につきましては、地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に寄附金を追加し、ふるさと納税のコンビニでの収納が可能となるよう提案したものです。

この提案に対しまして、国においては、昨年12月に地方自治法施行令を改正し、全国の地方公共団体においてコンビニでの収納事務の委託が可能となったところであります。

資料1の2ページ目の次に、ふるさと納税のコンビニでの収納に関する新聞記事のコピーを添付させていただいております。道では、コンビニへの収納事務の委託の早期実施に向けまして、現在、委託に向けた庁内調整、検討を進めております。

続きまして、提案項目2につきましては、過疎地域などにおいて地域の関係者の合意により、地域の創意工夫を活かした地域住民の足を確保する取組をより一層促進するため、自家用有償旅客運送の登録権限の希望する市町村への移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大するよう提案したものであります。

この提案に対しまして、国においては、登録権限の市町村への移譲については、「希望する市町村に移譲する方向で検討する」とした、国土交通省における出先機関の自己仕分け結果に基づき、北海道の要望や市町村の意見も伺い、今後、必要な検討を進めることとしておりまして、また、登録要件等につきましては、提案内容を踏まえ、平成24年度中に検

討を行い、必要な措置を講じるなどの対応を行うこととなったところでございます。

2 ページ目の提案項目 3 につきましては、交通アクセスを含めた、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供し、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進するため、北海道が認定するアウトドア事業者等による、自家用有償旅客送迎を可能とするよう提案したものであります。

この提案に対しまして、国においては、アウトドア事業者等による、自家用有償旅客運送を可能とすることは認められなかったものの、参加者の送迎輸送については、現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知するなどの対応を行うこととなったところでございます。

また、提案項目 4 につきましては、税制上の優遇措置を受けられる認定 N P O 法人の認定・監督権限の都道府県知事などへの移譲に伴い、当該事務を適正かつ円滑に実施できるよう、国税庁と情報共有や協議を行うことができる実効性のある仕組みを法制化するよう提案したものであります。

この提案に対しまして、国においては、提案の趣旨を踏まえ、国税庁から認定事務のノウハウの提供を今後とも行うとともに、滞納処分等の情報共有が措置済みであることを通知するなどの対応を行うこととなったところであります。

なお、1 回目から 5 回目まで 30 項目の特区提案を行いました。その提案内容及び国の対応状況の概要につきまして参考資料 1 として配布しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明に対しましてご意見、あるいはご質問がございましたらお出しただきたいと思っております。いかがでしょうか。

この委員の中では、私を除けば 3 人の方が第 5 次提案の取りまとめに関わっておられまして、3 人の方が新しく今期から議論に参加していただいているということで、初めての方は、一体何のことかよく分かりにくい部分もあるかもしれません。何か今のところで率直な疑問点等があったらお出しただければと思います。

もしなければ、後で出していただいて結構です。

これは報告事項であって審議事項ではないということもありますので先に行かせていただいて、その後に、元に戻って議論をしていただくということでもかまいません。

特に、参考資料の 1 というのは、これまで 1 回から 5 回まで、1 回目の提案というのは平成 19 年 12 月 19 日提案ということで、それ以降、2 回、3 回、4 回、5 回というようにつながってきています。この中に書かれてあるのが提案の内容で、色々な方から色々なご意見等を頂戴する中で、道州制そのものの太いところよりも、むしろ私たちは特区の提案というところでこの委員会を進めておりますので、生活の実態の中から足かせ・手かせに

なっている規制ですとか法律、その他について、それを突破するというような議論を積み重ねてきております。どのようなご意見でもかまいません。皆さん方の生活の実態の中から、地域で活動されている中で疑問に思われたり、あるいはおかしいなということで何とかしなければいけないというようなものがあれば、今日に限らず、今後、この場で議論をしていければと思っております。

よろしいでしょうか。

次にいきます。

では、事務局のほうから「(2)北海道道州制特別区域計画(更新)について」ご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

それでは、北海道道州制特別区域計画の更新に関しましてご説明申し上げます。

昨年12月14日に開催させていただいた提案検討委員会において更新する計画の素案について説明し、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、道州制特区計画の更新案を取りまとめ、先週3月23日まで開催されておりました第1回定例道議会に提案しました。この計画案が3月23日金曜日に可決され、北海道道州制特別区域計画が更新されましたことから、その概要について説明させていただきたいと思います。

資料2-1をご覧ください。

資料2-1は、「北海道道州制特別区域計画(更新)の概要」を2枚ものに整理しております。そのうち、計画の主なポイントとなるところにアンダーラインを引いておりますので、その点を中心にご説明を申し上げます。

まず1の「道州制特別区域計画の目標」についてであります。「(2)北海道の現状と課題」の中で、依然厳しい経済情勢にあるなど、多くの課題に直面している中で、食や自然環境など、北海道の優位性である北海道価値を最大限に活用するとともに、広域分散型の地域特性を踏まえ、地域の暮らしを支えるための基盤の整備に努めるほか、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点からの自立的な地域づくりを推進することが必要としております。

次に「(3)計画の趣旨及び今後の取組」では、イの「計画期間」につきましては、国の基本方針の変更を踏まえ、平成19年度から27年度までの9ヵ年間に変更いたしました。

エの「今後の取組」の主なものを申し上げます。「(ウ)北海道の自立的発展」におきまして、道としては、今後とも道民の皆様からの意見などを基に国から道への権限移譲を求める提案を積み重ね、北海道の自立的発展を目指していくこととしております。

続きまして、2ページになります。これまでの取組の主な成果や今後の有効活用方法につきまして、提案検討委員会でいただいた意見やパブリックコメントを踏まえ、下の方になりますけれども、新たに、「7. 今後に向けて」という章を起し、計画に記載したところがございます。

(1)の「これまでの取組の主な成果」といたしましては、国からの移譲を受けた事務・事

業について、道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより、効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民や利用者の利便性の向上が図られているといったことがある一方、一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題となっております。

また、権限移譲等を求める国への提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、本道の自立的な発展につながってきております。

「(2)道州制特区制度の有効活用に向けて」においては、今後も道民の皆様からの意見を基に、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていくこととしております。

具体的な提案にあたっては、食・観光、環境などのテーマごとに道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的な発展につながる提案となるよう努めてまいることとしております。

続きまして資料2-2について、説明させていただきます。昨年12月に提案検討委員会で委員の皆様からいただいた意見と、これに対する道の考え方を整理させていただきます。

1つ目につきましては、北海道の現状と課題には、さらに踏み込んだ危機意識を盛り込めないかという意見でございました。この意見の趣旨を踏まえ、計画本文の「北海道の現状と課題」という項目に、アンダーラインが引いてありますけれども、東日本大震災による経済などへの影響を追加記載しております。

2つ目につきましては、力強い産業があつて、自立的な発展があり、北海道の産業・企業の発展について記述すべきという意見をいただきました。この意見の趣旨を踏まえ、新たに設けました「7. 今後に向けて」の章のところの「(2)道州制特区制度の有効活用に向けて」の中で、「力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などにつながるよう、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていきます。」というように記載しております。

3つ目としまして、「1. 道州制特別区域計画の目標」までのマクロ的な話に対して、2の「北海道が実施する広域的施策の内容」以降は、個別的な話であり、そのつながりが分かりにくいという意見をいただきました。

この意見に対しまして、道州制特別区域計画の内容について、十分理解していただけるよう計画の目標の中に北海道の現状と課題について記載し、こうした課題を解決し、北海道の自立的な発展を図っていくため、国からの事務・事業の移譲を受け、道の事業と一体的に取り組んできたところであり、今後とも引き続き国に権限移譲等を求めていくということを基調に、計画全体の記載を整理したところでございます。

資料2-2についての説明は以上です。

それ以外に、計画に関する資料としまして、今回の計画期間の満了時に行われました国の計画期間満了時の評価の概要を参考資料2として、お手元に配布させていただいております。

また、更新後の道州制特別区域計画の本文を参考資料3としてお配りしておりますので、いずれにつきましても、大変申し訳ございませんが、後ほどご覧いただければと思います。説明は、以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

1点だけ。新しい委員の方は、多分、道州制と道州制特区提案との関係、このところはいずれ勉強していただくことになるのだけれども、今の説明、これはこの委員会にどう関わっているのか、もう何回も説明しましたが、改めて事務局から説明いただきたい。

つまり、道州制特別区域計画というのがここでの議論にどういう関わり方を持っているのか。

(事務局)

今ご説明申し上げましたけれども、実はこの計画は、19年度から23年度までの計画期間を今回27年度まで延長いたしました。

道州制というのは、我が国の統治の仕組みそのものを変えるということで、中央集権から地方分権に変えていく一つの統治の仕組みの問題です。一挙にそこまでいくのは大変な話なので、とりあえず19年の段階で道州制特区推進法という法律を作りまして、北海道、あるいは3つ以上の都府県が合併して広域団体を作った場合に、従来国が持っている権限について、地方に移譲を受けて、地方の施策と一体的に事業を行うことによって地域の自立的発展を図っていこう、そういうモデル的な取組を経て、最終的にその成果を見ながら将来の道州制の導入の議論につなげていく、このような趣旨の下にこの法律がスタートしたところでございます。

現状で、北海道は、単独でこの道州制特区推進法の適用団体ということになるわけです。今、色々な出先機関改革の関連で、関西広域連合ですとか、色々なことが新聞に出ておりますが、道州制特区推進法の広域団体としての扱いにはなってございませんので、現行では北海道のみが国に対して権限移譲等を求めていく提案ができる。提案が認められますと、具体的には、この計画の中に追加して登載をしていく。このような仕組みになっているということでございます。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

なかなか分かりにくいかもしれませんが、私たちは、要するにこれをベースにと言いますか、このフレームワーク(枠組み)の中で道州制特区提案として、個別な法律、あるいは規制というようなものを議論しているわけでありまして。この議事というのは毎回出てくるわけではない。この委員会をやっている間には、多分ないですね、この任期の中

では、27年まで（の計画期間）だから。

（事務局）

27年までの計画でございますので、計画そのものについての議論をするということはないかと思えます。

ただ、少し説明が不十分だったので、2ページを見ていただきたいのです。

これの3です。「北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等」というのがございます。これの「(5)札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止」、「(6)水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可」については、提案検討委員会でご議論いただいて、従前は、一定の用水供給ボリュームがある場合については、国が監督権限を持っていたのです。そうすると、何か事故があった時にすぐに復旧対応が難しいのではないかというようなことがございまして、それは暮らしの面で非常に不便だということで、北海道知事にその権限をくださいと（提案しました）。それから、(5)の札幌医大の収容定員の変更の関係については、本道については地域医療が大変厳しい状況にございますので、1人でも多くの医師の養成につなげていこうということで、キャパシティ（収容能力）の問題もございまして、その部分については知事の判断で学則の変更もし、収容定員についても変えていけるようにしてくださいということで（提案しました）。これらは具体的に権限移譲的なもので認められましたので、この計画の中に追加登載をし、この計画に載せることによって、これを根拠にしながら、実際に北海道知事の段階でそれぞれ監督権限を行使し、収容定員については、105名から現在110名に変更しており、段階的に増やしていきたいというようなこととございます。

（井上会長）

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

また後ほどでも結構ですし、それ以外の時でも結構ですので、ご意見等がありましたら、あるいはご質問がありましたらお出しいただければと思います。

では、次の「3 議事」に移らせていただければと思います。よろしいでしょうか。

「(1)今後の提案検討委員会における検討の進め方について」という議題に移っていきたいと思います。

前回の委員会で事務局から、パッケージ化することを念頭に必要に応じて分野を横断した審議をお願いしたいという旨の説明がありました。

委員の皆様方から骨太の分かりやすい提案が必要だとか、緊急度や重要度を重視し、一旦検討を終えた案件を掘り起こしていくことも必要といったご意見をいただいたところがあります。

委員の皆様方のご意見を元に事務局で検討の進め方について、整理をしていただいたところとあります。

それでは、事務局からの説明を受けて協議していきたいと思います。

今、私が申し上げたところは、繰り返し事務局の説明で出てくるとと思いますので、また必要な部分があったらご質問等をお出しいただければと思います。

事務局から説明方よろしく願いいたします。

(事務局)

お手元にお配りしております資料3と資料4に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。

今ほどの道州制特別区域計画の概要で、最後に、「今後の道州制特区制度の有効活用に向けて」というところで、「具体的な提案に当たっては食・観光、環境などのテーマごとに道民の皆様からの意見などを基に道の政策課題の解決にも留意しながら、」今、会長からもお話がございましたけれども、「総合的に検討を行い、本道の自立的発展につながる提案となるよう努めていく。」ということに記載させていただいております。

繰り返しになり大変恐縮でございますが、道州制特区制度は、将来の道州制の導入を見据え、国から権限移譲等をモデル的・先行的に行う仕組みでございまして、これまで5回にわたり30項目について国に提案をまいりました。

その30項目について一つ一つ見ていきますと、中には、権限移譲ではなく規制緩和的なものもありまして、できれば今後、道民の皆様からのアイデアと、それから道の政策課題も突合して、きちんとリストアップした中でしっかり権限移譲を求めていくような提案を取りまとめていきたいというのが事務局の考え方です。

まず素材として今ございますものについて、簡単にご説明いたします。資料3をご覧くださいと思います。道民の皆様から寄せられております新規のアイデアでございます。

「環境保全」、「農林水産業の振興」、「経済振興対策」、2枚目の後段でございますが「地域医療対策」、3ページ目には「福祉・子育て・教育」、最後に「地域振興対策」というような分類になってございます。

1ページ目に戻っていただきたいのでございますけれども、網がかかっている部分、例えば1ページ目の中段でございます。「農業の振興」の中の、「農業高等専門学校を設置認可権限の移譲」、それから、その3つ下でございますが、「指定漁業の一元管理」、読ませていただきますけれども、「本道周辺海域では、大臣許可漁業と知事許可漁業・共同漁業権漁業が国と道で別々に管理されていて、現場での資源管理・漁業調整が輻輳した状況となっている。こういった状況を沖合・沿岸漁業の許可を一元化するなど、道の段階で統一的な資源管理と漁業調査を行うことが必要ではないか」という提案でございます。

2ページ目でございます。上から2つ目の欄でございます。「広域観光圏の指定権限の国からの移譲」です。「国土面積の25%を占め、観光立国を目指す北海道としては、道内を訪れる観光客を道内に長期に滞在・滞留させ、観光による経済効果の最大化を図ることが必

要ではないか。」、そういった意味で、現在、広域観光圏については、国土交通省の観光庁が指定をしているわけでございますけれども、「この広域観光圏の指定権限と指定に伴う財政支援等の諸々の支援措置について道に移譲することを求める。」(という提案です。)

それから、少し飛びますが、「農商工連携、地域資源活用型、新連携などの産業振興支援策の道への移譲」、これは、現在、経産省が行っている支援制度でございますけれども、いわゆる6次産業化を含めて農商工連携などについては、既に地域において様々なかたちで展開されています。そういった意味で申し上げますと、「国の施策と道の産業振興施策を一体的に実施することによって初めてより大きな効果が期待されますので、その採択権限及びこれに伴う財源については道に移譲すべきではないか。」(という提案です。)

それから、「速度制限の緩和」、「一般道路を原則80キロ、高速道路を140キロ」その次に書いてあるのも同じでございますが、「線形もよく幅広い構造を生かしたものについては特区仕様として80キロでもいいのではないか。」というような提案です。

それから、一番下になりますけれども、「広域分散型地域社会に対応した救急搬送体制の整備」については、命に関わり時間との争いになりますので、陸上の搬送だけではなく、ドクターヘリやドクタージェットなど空を含めた救急搬送体制を知事の段階でできるようなかたちで関係法の基準等の制定ができるよう求めるもの。

それから3ページ目でございます。「義務教育である小中学校の段階で中国語を授業に取り入れる～学習指導要領の権限移譲」という提案。

それから、「地域活性化」の関係でございますが、自治体内を運行する乗合タクシー等に係る許可権限については、現在は運輸局が所管をしておりますけれども、「運賃及び料金に係る認可権限等について、都道府県知事に移譲してはどうか。」といったような提案が出てきております。

参考までに、下に分類を書かせていただいています。従来は、大分類を「環境保全」、中分類を「環境保全<自然環境保全>」というような分類にしておりましたけれども、今回から、新しい分類として「環境保全」の上に「環境・農林水産・経済振興」というような、一つ大きな概念で分類をさせていただくことにしたいと思っております。

これは、なぜこういうことをするかということ、大きな括りのテーマで関連ある項目について一体的に議論したいということで、一本一本やるとどうしてもなじむなじまないというように検討が細くなってしまう恐れがございます。後ほどその具体的なパターンについて、ご説明をさせていただきますけれども、少し大括りの中で議論をさせていただきたいということで、あえてこういうかたちの分類をさせていただきたいということでございます。

次に資料4でございます。では、具体的にどういうかたちで進めていくのかということでございます。

まず、「1 第一次整理」として、今、46件ほど新規の提案がございますが、分野別に整理した道民の皆様からの意見・アイディア、それに加えまして道政上の重要課題、重点課

題など、これらをリスト化して、少し大括りの中で全体を俯瞰した上で議論をしていた。その中で特区提案として検討すべきもの、それから特区提案に明らかになじまないもの（を整理する）。なじまないものについては、それは道の段階で施策の参考とするものもあるでしょう。場合によっては、特区提案にはなじまなくても一般要望として国に提案していった、その実現を目指していくというものも出てくるかもしれません。

それから、「2 分野別に審議」として、具体的に特区提案として検討すべきとされたものについては、パッケージ化することを念頭に、例えば食・観光・健康、産業、暮らし、環境・エネルギー、あるいは社会資本等、必要に応じて社会資本は、観光、環境・エネルギーについてはインフラに関連するものもございますので、併せて、それぞれ必要があれば一緒に議論をしていきたいというふうに考えております。

「3 審議結果」でございますけれども、こういったような諸々の総合的な検討を通じまして、第6回提案として盛り込むべき案件につきまして、5本程度揃った段階で委員会から答申をいただき、道として所要の手続きを踏んで国に提案してまいりたい、そのように考えているところでございます。

それでは、次のページ「道州制特区提案にむけた検討の方法に関する意見（要旨）」を開いていただきます。

前回お休みになられた委員の方もいらっしゃいますので（説明させていただきます）。冒頭、井上会長から概略のお話があったので端折って説明をさせていただきます。

（初めの意見は）「個別に縦割りということではなく」、個別に縦割りというのは、どちらかというと今までは、道民のアイデアを一本一本審議していたというような意味合いでございます。そうではなく、「包括的、あるいは統合化されたかたちでの議論を行うことが必要」と事務局から提案をさせていただいたところ、「大きい小さいは別として、バラバラでは何をやっているか分からないということにもなるので、パッケージ化で議論することが必要。また、寄せられている案件にだけ縛られますと、社会の大きな流れを見落とす恐れがあるので、その周辺の部分を含めて骨太の分かりやすい議論をして、提案というかたちで答申にまとめていったらどうだろうか」。それから、「エネルギーなど緊急度や重要度も加味して、一度検討し保留となっている案件についても、改めて掘り起こして一体的に検討してはいかかか」（という意見です）。3つ目の意見は、菊池委員が具体的に地域のお話をさせていただいたわけでございますけれども、「十勝では11機のバイオガスプラントが稼働しており、毎日261tの液肥が発生している。」その液肥の取り扱いが肥料取締法でははっきりしていないというようなご趣旨というふうに理解しております。「それを使って農産物のブランド化を図ることにより、残渣の有効活用も図られ、結果として再生エネルギーの利活用の可能性が大きく広がる。そういうようなことを踏まえて考えると、課題をパッケージ化して議論するということは、特区提案の背景として地域振興のイメージや方向性を明確化し、その実現に向けて、特区提案が必要というようなかたちで整理していくことが大事ではないか。」このようなご趣旨のご発言だったと思います。

併せて、ここには掲載していませんが、そういったような流れの中で、竹田委員からも道民の皆様から出されている提案の中で、「体験型観光の優遇措置」と「医療と観光をセットにした検診」、あるいは「観光業界の格付け」といった辺りについては、関連付けをした中で議論ができるのではないかというふうなことでお話がございました。

そういったようなことも踏まえまして、次のページを見ていただきます。「今後の提案検討委員会における検討の方向」でございます。

「1. 基本的な方向」の②の後段でございます。「今後は、」というところからでございますけれども、「北海道の優位性、あるいは潜在力であります食・観光、環境などを活かしていくという観点から、それぞれをテーマにいたしまして、道民からのアイデアと道の政策課題の解決などにも留意しながら、関連する項目、内容を総合化して検討し、国から権限移譲を求める提案となるよう努めていきたい。」、具体的には、今ほど言ったことと同じことでございますが、「道民からのアイデアと道の政策課題の解決や政策の円滑な展開を図る上で必要な事項を一括して括って、多面的に検討していきたい。」ということ。図を書かせていただいておりますが、道民の皆様からのアイデアと道の政策課題の解決に必要な事項をテーマごとにリストアップして、それについて全体を俯瞰した上で議論していきたいと思っております。

そこが、3番目に記載しております「具体的な検討の方法」ということ。「テーマごとにリストアップした項目について、政策的なプライオリティや関係業界の意向などを勘案しながら、具体的な検討テーマ及び項目について選定していく。」、ただし、道民の皆様から出されたアイデアは、どうしても包括化になじまないものもございますので、それについては一本ずつ従前どおりご議論していただきたいというふうに考えています。

それでは、具体的に包括化した形というのはどんなイメージになるのかという資料を、今日は、再生可能エネルギー分野のバイオマスと観光の2つを作ってみました。横になりますので見づらくて恐縮でございます。まず、バイオマスでございます。先ほどの道民のアイデアの中に、「バイオエタノールの製造を安定的に持続させるための原料となる甜菜、小麦などの買取価格の支援措置」を提案したらどうかというのがあります。

一括化の方向でございますけれども、これは、菊池委員のご専門なのですが、バイオエタノールやバイオガспラントなど、バイオマスの利活用を促進するためには、ここがキーワードになるわけですが、原料の収集、製造、流通、消費の段階を通じて法的課題全体を視野に入れた総合的な検討を行って、始めてそのチェーンの輪を創っていくことによってバイオマスのエネルギーは活用されるということになります。

従いまして、各段階に対応した課題、それは権限移譲であったり新たな基準の創設であったり、規制緩和など、これらをきちんと網羅した上で議論することが必要ではないか。

このため、過去の道民アイデアも含め、あるいは道として把握している課題なども包括的にリスト化して整理して、それで議論をしたいということ。とりあえず今の段階で作っているものでお話し申し上げますと、一番左の欄が、原料の安定的供給から円滑な流通・

消費までの各段階です。出された道民提案は、太ゴシックで書いてありますが、「原料となる甜菜、小麦などの買取価格の支援措置」ということでございますけれども、過去には、それ以外に再生利用に係る国の認定権限の移譲でありますとか、遊休農地を活用した菜種などの資源作物の栽培、あるいは生産の段階ではバイオ燃料生産設備に対する投資減税の適用でありますとか、バイオエタノール、たとえば E5、ガソリンにバイオエタノールを混合する際に課税が二重になり価格競争力がないといったような課題（に係る道民アイデアがありました）。それから、消防法上の関係で、E3 を混合する際の安全基準が未だに確立されていない。こういった課題があります。これらをすべてクリアしていかない限り地域エネルギーとして使っていけないという課題がございます。これら全体を見た中で、バイオマスイネルギーを活用するために必要な対策は何なのかという辺りを全体として見ていく。その中で必要であれば国からの権限移譲を求めていくということを検討の中に入れていきたいというふうに考えています。

具体的には、今日はイメージで説明させていただいていますので大変申し訳ございませんが、ここにそれぞれ項目であげたものについては、次のページに参考としてお付けしておりますけれども、一つ一つ「道民提案の実現手法に関する整理一覧表」、これは関係各部とも調整した上で作っていくこととなります。今回は、以前の委員会で使ったものをイメージとしてお示ししておりますけれども、これらがこの1枚のリストアップした総括表の後ろに付いてくるというイメージでご理解いただきたいと思います。

次に観光の分野でございます。観光に関する道民アイデアは結構ございます。例えば、「広域観光圏の認定権限の国からの移譲」、第5回の提案に向けた提案検討委員会の中でもご議論いただきました「第3種旅行業者の登録要件等の緩和」、これは、営業の保証金を緩和したらどうかというような提案です。その時にはブランドイメージを壊すことになるから拙速にそういうことはできない等の議論があり、検討を保留した経過がございます。

それから、「税制優遇による人口増加と観光の活性化」ということで、中身は観光関連の投資を促進するための法人事業税、固定資産税の免除でありますとか免税店の創設。それから、「北海道観光業界の格付け」、ミシュランはやっておりますけれどもホテルや飲食店の調理師の格付けについて基準を作ったらどうか（という提案です）。

それから、「体験型旅行を円滑に展開するためのモデル地域の確立」という提案。それから、農商工連携などの、今は経産省が所管しております支援制度について道に移譲してもらえないか（という提案）。

それから、「自治体内を運行する乗合タクシーに係る許可権限の都道府県知事への移譲」、あるいは「中心市街地活性化に資する道路の使用許可の規制緩和」、これは何を意味しているかという、例えば歩行者天国をやれるとか、街中に一つの賑わいの拠点、あるいは滞留のスポットを作れば、それもまた観光につながっていくだろう（という提案です）。それから、「義務教育である小中学校で中国語を授業に取り入れる」、これは、学習指導要領の権限移譲ということで道民の方から提案がありました。まさに観光などは、もう国

際化しております。中国人の観光客の方もたくさん来ているわけですから、適切にそういった方々に対応していくためには、第2外国語として、そういった近隣諸国との関係を考えてロシア語や中国語を取り入れるということも一つの選択肢として考えられるだろうと（という提案です）。

それから、円滑な移動を促進するための「道路の速度制限の緩和」、これは一般道路と高速道路（に係る提案です）。

一括化の方向でございますが、まさに今ほどお話しした道民提案、「義務教育である小中学校で中国語を授業に取り入れる」というのは、直接的には観光の話ではないかもしれませんが、マンパワーの育成という観点では観光にもつながる話でございます。それらを、区分では、「魅力ある観光地づくり」、あるいは「安心・快適な受入環境づくり」ということで、関連するものを並べてみました。これが良いかどうかは別にいたしまして、並べた趣旨については、一番上の観光圏整備法に基づく観光圏の認定権限については、全国に48地域、道内では、さっぽろ広域観光圏など6地域が指定を受けておりますが、道北などは、まだ白地です。そういう意味でいったときに、そういった権限については、北海道知事が認定してもよろしいのではないかと（という提案です）。認定することによって観光地づくり事務に対する助成でありますとか、観光圏内に限定になりますけれども、宿やホテルが宿泊客の方に着地型の旅行商品を販売することについては、滞在を長くするという意味で、そういう商品については、特に第3種旅行業者の登録をしなくても、それは旅行業の特例として認めますという内容になっていまして、今、「地旅」というようなことで色々新聞にも出ていますが、その地域の生活文化等を紹介するようなものについては、結構人気があるのです。そういったものも加えていくことによって本道の多彩な魅力を出していくことができるだろう（という提案です）。

それから、中段ですが、ミシュランのようなことまでやるかどうかは別にして、やはり観光業界の接遇も含めた品質、クオリティーの向上というものが欠かせませんので、何らかの基準を作り、そういった格付けその他について検討するというのも一つのテーマなのかなと思っております。

それから、アウトドアについては、もう既に平成14年度から進めていますが、修学旅行生は農業体験を含めて色々なかたちで北海道にお見えになっていきますので、農業体験・アウトドアの新たな展開、あるいは未利用の地域資源の観光への活用といったことも含めて新たなモデル地域を作っていく。

あるいは、農商工連携の中で、食というものも大変大事な要素でございますので、魅力ある食材、あるいは食料加工品、あるいは食事の提供ということも考えていく必要があると思っております。

それから、中国語の話は、マンパワーの確保の話でございますけれども、道路についても、都市の中心部は速度制限を緩和することは無理でしょうが、郊外で、特に一般の歩行者の安全を害するようなことがないような所で、特にスピードを出しても問題はないとい

う所については、観光客の方々の移動の円滑化を図る観点から、現行の 60 キロ規制を緩和しても良いのではないかというような提案。

この中で権限移譲を求めていくものがどのくらい出てくるか分かりませんが、関連するものを並べた中で議論をしていくというようなやり方をやっていったらどうかというのが私どもの提案でございます。

次のページにメリデメ表を付けています。

これは、具体的には第 3 種旅行業者の登録要件の緩和ということで、第 5 回提案に向けた検討の際に使った資料でございます。この時にも同じ議論があったのですが、右側の第 37 回提案検討委員会のところの論点整理に書いてございます。一番上の○印でございます。「旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定されており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題がある。」、そういうことが起これば、結果的に良質な事業者も含めてイメージダウンにつながるの、こういったことは今の段階では無理だということで、これについては一旦検討を止めたというような経過がございます。

先ほどの前のページを見ていただきます。そういったような経過がございますけれども、国においては、23 年 7 月に閣議決定された「規制・制度改革に係る追加方針」に基づき、「着地型観光が高まりをみせていく中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関し、一定の条件の下に、新たな旅行業者のカテゴリーを創設するなど、消費者保護の観点も踏まえつつ、地域のリソース（資源）を使いやすくする方策について検討し、平成 23 年度中に結論を得る」とされておりまして、まだ国の動向についてはきちんと調べていないのですが、そうした動きも踏まえて場合によっては再検討も必要ではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、総合化して検討するということは、繰り返して大変恐縮でございますが、結びの部分でお話しさせていただきますけれども、バイオマスについては原料の収集、エタノールや木製ペレットの製造、円滑な流通消費を俯瞰した議論が必要、あるいは、観光の振興については、地域の資源を生かした企画商品をはじめ多彩な観光の魅力の発信、心温まるおもてなし、外国人への対応も当然含むわけではございますが、地域の特色ある食の提供、移動の円滑化、こういったことを総合的に検討し対策を議論することが必要でしょう。

それから、今日、具体的にはお話しいたしませんでしたが、児童の健全育成でも、子育て支援をはじめ就学前から就学後を通じて児童の健全育成、中 1 ギャップの解消を含めて必要な対策についての議論が必要ではないか。

いずれも、そういったような総合的な対策を議論する中で、政策の自己完結性を高め、地域の特性などを踏まえた施策の展開を図る観点から、国からの権限移譲をどうやって求めていくのかということも併せて検討していった方がよろしいのではないかというのが、総合化して検討するということの事務局としての現段階での考え方でございます。

長くなりましたけれども以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

今、事務局から説明をいただきました。

ただ、新しい委員の方もおられますけれども、従前申し上げているところというのは、私ども法律の解釈、あるいは法律・条例その他の、あるいは規制も含めて現行の法規ではどのようになっているのか、国会でどのようなことが議論になっているのかというのは、至極当然のことだと思いますけれども、事務局からの支援、サポートをいただきながら議論を進めていかなければいけないというところがあります。

ただ、この委員会も含めてなのですけれども、ここで審議をして答申を取りまとめていく主体というのは、委員の皆様方お一人お一人ということです。そして私たちの後ろにいるのは、基本的には道民の皆様方一人一人ということでございますので、是非その辺りをご認識いただいて提案について真摯な議論をしていただければと思います。

先ほどのところの説明、非常に整理されていて分かりやすかったかと思います。これは個別の議論を、例えばバイオマスの議論と、必要に応じて、今日もその分野の菊池委員のご意見を求めることになるかもしれませんが、今日このところで議論をするのは、くどいけれども、今後の提案検討委員会における検討の進め方ということでありまして、個別のテーマについて議論をしていくということの前段階で皆様方、私ども一人一人含めて共通の認識を持ちたいということでもあります。

今後の議論の方向、私が時間を取って話してはいけないのですが、要するに、道民の皆様方から上がってきたものは、この資料3の新規の46件あります。

実は、第1回目辺りの時はどれぐらい上がっていたかということ、私も記憶がだんだん薄れてきていますけれども、少なくとも250とか260ぐらいの案件が上がってきて、最初の平成19年12月提案の頃はこれぐらい一気に上がってきたのです。

しかし、初期は別として、だんだん案件が上がってこなくなっている。今回は事務局の色々な努力によって上がってきたのが46件です。

これまでの、恐らく300件プラスαの案件は、答申に結び付いていったものと、答申に結び付かないで、一旦、これは国が言っている行政仕分けの前に我々は仕分けという言葉を使ってやっていたのですが、要するに本棚に仕舞っていて、ゴミ箱に捨ててあるということではないのです。だから全部の案件が残っているということなのです。

ただ、46件上がってくる中でも、やはり従前のような縦割りの区分の仕方であれば、やはり取りまとめが非常に困難になってきている。例えば観光一本にしても、食と観光とバラバラでいいのかというようなこと、あるいは地域振興とバラバラでいいのかというようなところがあるので、もう少しザックリとした区分けをして、その中での関連性も見ながら、そして今度は道の事務局からの提案だったのですが、少し議論を活発にするというよ

うな意味では、北海道における地域振興だとか、地域づくりだとか、このような観点を重視しながら施策に結び付く、あるいは持続可能な社会を創るために道内の施策に結び付くような、あるいは施策に裏打ちされるような、あるいは政策の立案を動かすようなかたちでやったらどうかというような提案があったのがこの資料4の3ページ目ぐらいのところなのです。

これまでは道民の皆様方のアイディアというところがあったのだけれども、道の政策課題の解決などに必要な事項（を一括して）ということで、下線の部分が新しいということ、それについての雛形というのは、それ以降のところではバイオ・観光という分野で説明がありました。

これらについて我々は特区提案としてまとめていきますかというのが資料4の最初のところの「特区として検討すべきもの」というところ。そして、そうではないもの、現行法でも実はできるのですよ、予算を付けていないだけとか、そのようなものは全部外して、ここの太いシャドーのかかっている部分（「提案の適否・可能性等を検討」）を我々がやっていく。それを議論でここで詰めていく時に、法律ではどのようになっていますか、北海道にとってのメリット・デメリットはどうですかというのが、これは後に付いているような、参考で付いているこういった表なのです。それには法律が書いてあったり、北海道にとってのメリット・デメリットがある。ここの部分のやり方というのは変わらないけれども、しかし、少しザックリとしたかたちで、そして道の施策とかなり関連を付けるようなかたちで議論をこれから展開していったらどうかというのが事務局からの助言等で、提案というような言葉でも良いのですが、ありました。

このことについて、今、事務局から説明があったようなかたちでこれから以降議論していったらよろしいですかというのが今日ここで諮る部分です。

多分準備の状況等も、私自身も聞いたのですが、第1回目はバイオとか観光からやらざるを得ないのではないかとこのように思っているところです。

皆様方は道民の代表ですから、生活の実感からきたもの、これは、例えば、第1回目の時、夜中までやったのです、何回も。週2回ぐらいやったこともある。それは、その当時は北見の水道管の破裂というのを記憶になっていると思います。それがあったのです。私の記憶が正しければ、(給水)人口5万人以上のところは、道の管轄ではなかったのです。あそこで水道管が破裂して水が吹き出ている、道は、極端に言えば手出しができないわけです。それはおかしいのではないかと道民の皆様方の提案から始まったわけです。

それと同じ時期に起こったのが、食肉偽装事件です。あれは、農林水産省との間で、どちらに(指導・監督)責任があるのかということがあるので、おかしいのではないかと我々のところに言われてきたわけです。そうすると、これは道で引き受けましょうというような提案、このようなことが一つです。

先ほど、事務局で言われた札幌医大もそうです。あれは、国からたくさん補助金・助成金をもらっているにしても、道立なのです。その学則変更ですとか定員というのを、な

ぜ道が決められないのか、口出しできないのかということで、それは違うのではないのかというところから始まった。

実に、今言っているように、我々の日常生活におけるちょっとした疑問のところから全部出てきているわけです。ここは、法律の専門家というのは竹田委員しかおられないので、是非、委員の皆様方は、自分の身近なところからご意見等を多々出していただければと思います。

元に戻ります。進め方の問題です。

今、事務局から説明があった、これからの議論の進め方について、ご意見等がおありだったら賜りたい。大きな括り方もありますけれども、いかがでしょうか。

(菊池委員)

進め方ですか。

(井上会長)

例えば、ここに雛形でバイオがあります。このバイオのところというのは、掘り下げて議論して取りまとめしていかなければいけないので、そこで菊池さんのご活躍の部分があるかと思います。

例えば、一つの例として、「道民のアイデア」の欄の「原料の安定的供給」「安定的な生産」「円滑な流通、消費」と3段階になっていますが、道民の皆様方の新規のアイデアは、この一つ（「原料となる甜菜、小麦などの買取価格の支援措置」）しかないわけです。しかし、これ一本で上げて、提案にはなるかもしれないけれども、道民の皆様方の生活を変える、地域の経済社会を変えるというところには動いていかない。（これ一本では）迫力がないので、こういうイメージの資料で事務局でまとめている。そういうところも含めていかがでしょうか。

(菊池委員)

前回に初めて出させていただいた時に、余りに個別のと言いますか、すごく細かくなってしまった事象についての良い・悪いという判断というのは、専門分野は分かるのですが、そうではない部分は分からないというのが正直なところの感想だったのです。

私どもがNPOや大学発ベンチャーの中で関わっている以外のことをどのように判断するのか。逆に言うと、我々がやっている再生可能エネルギー、僕は観光のこともやっているのですが、個別の現象でこのように改善しようというようなことではなくて、その事柄が持っている世界を理解しないと、ここで言われていることが分からないのです。

例えば、バイオ燃料設備投資に係る投資減税の適用というのは、なぜ投資減税がいるのだろうという話なのです。結局ここであれば、バイオマス燃料をどのように（理解するか）、コスト的に採算性が厳しいものがあるとか、それに対して産業として乗り出そうというよ

うな人は、ある種ソーシャルビジネスのような視点を持っていて社会的な効果もあるのですが、それに対する認知を誰がするのか。そのようなことがあった上でこのような投資減税を、要するに社会的な立場として認めるというような背景があってこの話があるのです。

だからバイオマスや再生可能エネルギーがこの社会の中でどのような位置付けで、どういう世界で、どういう苦境にあるということを、これは観光でも同じことなのですが、それについて理解しなければならないだろう（と思います）。

例えば、この中でバイオマスや再生可能エネルギーについて俯瞰した立場で言うと、消費する部分での提案がない。結局、作るとか減税だとか工場がどうした、固定資産税がどうしたという話になる。

実は、多くのものは、どうやって売るかによってそこでものが詰まってしまう。例えば、小売店での優遇だとか、それはこの特区の話になじむかどうかは分からない。コンビニ等でバイオマスプラスチックを使った商品群を、棚を別に設けてそこに並べる、少なくとも道産品はそうしよう（という話で）、これはあまり特区と関係ないかもしれませんが。

でも、そのような話（道民アイディア）がなければ、出口論議の話も一緒にしなければならない。

バイオマスでいえばバイオマス（の活用）が目指している社会はこのようなものではないかというような話です。

先ほどの観光の話であれば、湯浅委員と平成15年ぐらいですか、アウトドア体験ランド十勝推進会議という、十勝全体でアウトドアをどうするか、あれは50～60人の会議でした。私はコーディネーターをやらせてもらったのですが、ああいう場所に行った人は、十勝が目指すアウトドア体験のイメージというのが分かる。でも、それ以外の人には分からないので、ここのアウトドアの事業者は、送迎に、例えば片道1時間半ぐらいかかってしまう。その間にアウトドアのインストラクターが、稼ぎ頭が往復3時間車を運転するというのは、ビジネスとしてどれだけかけたことかということ、そのようなことを実感として感じ取ることができないので、そのような背景をきちんとここでこのようなパッケージ型で示すというのは非常に重要だと思うのです。

今まで会長がおっしゃられた300件を全部仕分けると、その世界を表す課題だと思うのです。それを一度散りばめたような曼荼羅図のようなものになると思いますが、その世界観をきちんと示した上で個別の事象は何を表しているのかということを理解するということが大切だというように思いました。

（井上会長）

ありがとうございます。

近藤委員いかがでしょうか。

（近藤委員）

初めての会議の参加です。まだまだこれから勉強しなければいけないのですが、私は、仕事では市役所行政に携わる部分もあり、保育士でもあるのです。公立の保育所に勤めているので、色々な仕事を進めていく際に市の行政の中での縦割りで迅速に進まないところがあるのをすごく実感しています。そういう部分では総合的に考えていくことが、色々な部分でスムーズに進んでいくことなのかなと思っているので、本当に総合的に考えていくのは良いことと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

太田委員、いかがでしょうか。

(太田委員)

初めて参加させていただきますので、勉強しながらです。

道民アイディアの新規分の状況を拝見しているところでは、大まかに2つに分けることができると思うのです。

一つは、先ほど北見の水道のことをおっしゃっていましたが、災害ということ踏まえて、いかに迅速に対応できるかという、北海道に暮らす上で安全に住むために必要なこと。

もう一つは、普段はベンチャービジネスの世界におりますので、北海道がいかに、先ほどおっしゃられた、ベンチャービジネスをいかに育てていくか、この2つに大きく分けられると思うのです。

今回のこの提案の考え方に関しては、地方の自立的発展ということが命題にありますので、そうなりますと災害に対する安全とベンチャービジネスの推進という2つの軸になるかという理屈も分かるので、その2つの議論で資料を作り、議論をしていき、必要かどうかということが大切かなと思うのです。

今まで拝見していた資料に、結果的に欠落しているものが2つあります。それは、誰がやるのかという主語、例えば、バイオビジネスですと道民アイディアとか課題とか、それは誰が（やるのか）ということが100%欠落していると思います。

さらに欠落しているのは、経過がどういう（ことで）、誰がいくら得をして、誰がいくら損をするのかというような具体的な指標、ストーリーとしては、皆さん何をしたいのかというところが書かれていないところだと思います。

そのようなことを考えた上で、災害からベンチャービジネスの推進、まずどちらを議論し、道が（これまでの）経過から（やり方を）変更するので、この議論については進めるべきだというような、そういうデータがあれば議論を進めやすいかなと思いました。

今まで色々な委員会に参加させていただいていて、行政の委員会にもたくさん参加させていただいているのですが、先ほど、縦割りという意見がありました。私は、北海道に移

住してきて20年近くになるのですが、縦割りというのは役所が勝手に考えたことで、日本人の生活とはそもそも乖離しているものなので、今さら議論する必要もなく、縦割りというのは取っ払って素直に議論すべきというように思います。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございます。

「誰が」、「どういう結果が」というのは、今ここで個別のことに関して一つ一つお答えする、あるいは、ここで皆で議論するというのは、テーマが大きすぎるのかなというように思います。

ただ、途中の段階で私は申しあげましたけれども、道州制を議論するのか、道州制特区提案の案件を議論するのか、このようなところにも関わってきますので、これは次回以降追い追い議論をして、お互いに認識を共有していければと思います。

あとは、今ご提案・ご意見をいただいたようなかたちで次回以降、具体的な議論を進めていくことになると思いますが、「誰が」とか、あるいは「結果が」というところが、もし見えにくいようであれば、またその段階で喚起していただいて、必要に応じて議論していくということにさせていただければと思います。

事務局、どうですか。

(事務局)

今、太田委員からお話があった部分については、今日はイメージの資料で大変申し訳なかったのですが、メリデメ表がきちんと完成していません。従って、これをやることによってどういう効果があって、どういうデメリットがあるのか、それから、どういう主体が、主体が特定されない場合もございますけれども、どういう方々がどういうジャンルで新たな活動ができるのかというようなことは、今後、個別に一枚一枚表に入れていきます。それを、全体として見ていただくと、何となくイメージをしたときに、例えば権限移譲なり、ある部分規制緩和も出てくるかもしれませんが、それをすることによって命題であります本道の自立的発展にどうつながっていくのかというのは、少しずつ想起できるようなかたちで議論していきたいと思っております。そのことについてはご理解いただきたいと思っております。

(太田委員)

こういう場ですので先ほど格好よく申し上げたのですが、平たく申し上げると、誰が儲かるのかというのがこの議論の肝だと思っているので、もっとストレートにと言いますか、シンプルに分かれれば、自立的・自主的な発展はそこだと思っていますので、ストレートな、分かりやすいものがあればと思いました。

(井上会長)

それは、時間の関係もあるけれども、少し議論をしなければだめだと思うのです。

例えば、以前、ベンチャービジネスに関わる委員が、カジノ推進でした。

それはその地域の発展にとって、その人たちはこれがなければいけないと言っているわけです。しかし、教育関係者の人は、そんなものがうちにできたら困るよということがあるわけです。

ただ、基本的なところでは、我々はその意見が対立した時に、ここは善悪の判断をする場所なのかどうか。我々にその能力があるのかどうか。

つまり、求めている人がいれば基本的には、そしてそれが、現行の法律がかせになって動きがとれないのだったら、それは何とかしていこうかというような話に、多くの場合はなるのです。

それでも、道民はみんな欲している。別の案件で、特に地域の人たちは望んでいる、しかし、慎重な人たちがいるわけです。

では、これをどうするのかというのを、ここで我々が（参考人を）呼んでも、反論するというような人たちが来られれば、我々も身動きが取れない部分がある。それはその場で機会が来た時に。半分は、事務局が作成するメリデメ表が答えだけでも、太田委員が言われているのは、もっと深い部分があると思うのです。これまで我々が考えていなかった部分。少なくとも欠いている部分。

だからこれは、また議論をいたしましょう。

(事務局)

いずれにしても地域の関係者の方々にも来ていただくという話もしていましたので。

(井上会長)

湯浅委員、せっかく遠いところからお越しいただいていて申し訳ない。

(湯浅委員)

今後の進め方のこの提案というものは、色々な苦心の賜で作り上げていただいたので、やってみて、そして意見を活発に言ってみてから始まるかなと思います。正直、迷うところもあるし、でもそれも必要かなという部分もあるので良いかなというふうには思っています。

ただ、今の太田委員の意見にも少し関わってくるのだけれども、私が疑問に感じたことは、この委員会というのは一体何のためにやっているのかということを経話をするとき、道民のため、道民が幸せに暮らすためのものだということを大ビジョンに掲げて始まったことです。

今回、もっと具体的にということでも前回の意見交換があった中に、資料2-2を見て私は疑問だったのは、それが今回の提案に少しずつ響いているなど感じたのは、意見に対してこういうふうには修正して道の考え方をまとめましたという中に、「今回、色々なことがあって危機的状況がある。その辺をもう少し盛り込めないか。それが自分たちが北海道で幸せに暮らすために、色々なことを自分たちが自立するために提案していこうということになげよう。」という意味の最初の意見（に関する部分）です。

昨年の出来事というのは、この北海道においても優位性だけではなくて色々なことを皆さん考えたと思うのです。先ほどのように安全に暮らすこと、そして食の大切さ、そして環境と食と観光というものがいかに結び付いて、それが北海道の中ではとても大切な宝としてある。でも、その北海道ですら、そのことを忘れたら危機が迫っているということを伝えるという意味の意見として書いて欲しかったということがあって、どうしてここに、経済などの影響と片付けてしまうのか。

それがとても不満だったのは、確かに経済というものは、今、大きな問題にはなっているけれども、前にも言ったように道州制というのは、もっと現場の道民に密着した暮らしの提案から自分たちは拾い上げていこうと言ったはずなのです。

それならば、経済というものは、他の色々なところに書かれている文言ですから、せめて道州制の意見は、北海道の道民がいかにこれからのことを考えて自分たちの自立、地域のことは地域で決められるのだという提案をしていこうという呼び掛けなので、その辺をもう少し書いてというか、突っ込んで欲しかったということ。

経済という言葉を否定することにはならないけれども、今、太田委員が言ってくれたように、私たちは安全に暮らす、北海道の未来を信じてというところを今回の道州制の特区提案の中の大きな柱にして欲しいなということ。

それが逆に今回の色々な提案にも出て来ているなどと思って見ていたのです。そこを忘れなければ、色々な意見が出たときにぶれないのではないかと思ったので、しつこくですけども提案をさせてもらいました。

(井上会長)

ありがとうございました。

申し訳ない。湯浅委員のご意見は、きちんと議事録に残りますし、これからの議論では大切にしていきたいというふうに思いますが、道議会で3月23日に通っているのです。

先ほどのところは、報告事項でやらせていただきましたので。お考えは大事にさせていただきますと思います。

竹田委員、ご意見を。

(竹田委員)

今後の進め方については、私はそれで良いと思います。

これで、国から都道府県、道への権限移譲がどれくらい進んだかということの一つのマイルストーン（里程標）になるのですけれども、ただ最終的にそれを市町村が希望するかどうかなのですけれども。市町村レベルほどの程度権限が下りるのか、あるいは下りたのかということが分かると良い。

先ほど、会長がおっしゃったように、ここは道州制を議論する場か、道州制特区を議論する場かという話があります。私が考えると、結局、道州制特区でやっていっても、最終的に北海道というものがなくなってしまうことが一番理想的な道州制なので。

（井上会長）

言っている意味が分からないのですが。

（竹田委員）

（道は、）連絡調整役になって、市町村が（行政を担う）、ただし大規模ネットワークの整備だけは（道が）やりますというのが最終的な道州制だろう（ということです）。

ただ、市町村に対してどのような取組がされているのかということも情報としては必要かなという気がしました。

（井上会長）

分かりました。

一つ一つ議論をしても進みませんから次に移らせていただきたいと思います。

河西副会長先生から。

（河西副会長）

進め方に関して事務局からご提案された、こういうかたちでパッケージにして議論することは結構なことだと思います。

前年度というか、前の任期の委員会で色々議論をさせていただいた中で、例えば NPO に関わる様々な道州制特区の（道民からの）提案を個別に見ていくと、これだけでは効果が出ないのではないかというふうに思えるものがあったのです。

そうしますと、道民の方が特区提案をされてきたから、当然それは尊重しますけれども、それも含めてもう少し俯瞰的に見て、ここの課題もあるのではないか、こっちの課題もあるのではないか、では、そこも一緒に変えたらどうかということ、この委員会の中で委員として提案しても良いのかどうかというのは、一つ確認したいところなのです。

あくまでも道民の方々の提案は、例えば認定 NPO 法人の権限移譲だけれども、それとこちらの課題もセットで解決するともっとその人が望んでいるような素晴らしい成果が出るのではないか。

そういうことを前の任期の委員として感じたところです。

今回、こういったパッケージにするときに、道民から提案されたものを中心にするのは確かなのですけれども、それ以外にもう少し委員の中で議論して、網羅的にして、それで道州制特区としての提案、そして実際にそれが実現された時の効果を高める。そういうような方向で議論をしていったらどうかというふうに思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

私の方からコメントしておきますけれども、今、河西副会長が言われたことというのは、ある意味大事なことなのです。

一つは、それを我々が提案するかどうかということは、この場でこの委員が決めれば良いことなのです。だからここで、委員としての提案をしたい、しましよというところで、それはそれで、資料3の一番左側のところ、「細分類」だとか「提案の概要」というようなところが埋まるようなかたちで提案していただければ、これは委員提案として、これは私が良いと言うのではなくて、皆さん方が良いと言われれば、それはそれでやっていけば良い。

現実には、これまでは、いくつか、例えば航空業界の関連とか、空港施設における免税店辺りのところというのは、委員からの提案ということもありました。あるいは、医療関係でもありました。

あとは、道からの提案、理学療法士云々というのは、道の担当の部局からの提案ということで、それでも良いですかということで、ここでお諮りして議論に乗せたことがあります。これは、河西副会長がやりましようというふうに言われれば、こういう状況ですから積極的にここで取り上げて議論していけば良いというふうに思います。

(事務局)

資料は、今日はイメージですから、まだ穴はたくさんあるのです。

ですから、まずは俯瞰して、これで十分なのかどうかということを委員の方できちんと確認していただいて、一緒に併せて議論した方が良いものがあればどんどん出していきたいのです。

それで全体で議論したときに、先ほどの太田委員の話のように、このことによってどういことになるのかということがあれば、場合によっては地域の関係者の方なり業界の方に来ていただいて、どうなのかという話も一緒にやらないと、結果的には、誰が損をする、誰が得をするということは今までに結構あって、それがつぶれる原因にもなったりしているものですから、そういうようなことをきちんと議論できれば一番いいかなと思っています。

(井上会長)

ベンチャー関係のアイディアは、ほとんどここにはありませんので、それは太田委員が専門分野なので提案していただければ。

(事務局)

どしどし提案していただければ大変ありがたいと思います。

(井上会長)

余り負担になってもいけないですけども、そういうようなことで、(委員が提案することは、)ここで決めれば良いわけです。

そういうかたちでやっていきましょう。

それでは、委員の方から一通り今後の進め方について、ご意見を賜りました。

今後は、分野ごとに大きな枠組みで骨太の議論を行っていくことにしたいと思います。委員の皆様方には、併せて議論することが適当と思われるような項目などについて、これは河西副会長から言及がありましたけれども、積極的にご提案等をしていただければというふうに思います。

よろしいでしょうか。

では、「(2) 次回委員会について」ということで、事務局から説明があればお願いいたします。

(事務局)

本日は、委員の皆様全員がいらっしゃっておりますので、可能であればこの場で次回委員会の日程を決めさせていただければというふうに考えております。

事務局としましては、大変恐縮ではございますけれども資料の準備等の関係から考えまして、ゴールデンウィーク以降ということで、5月の第3週、14日からの週、あるいは21日からの週辺りで開催していただくことはいかがかなというふうに考えております。

(各委員の日程確認については、略)

(井上会長)

候補を1つ2つ、おおよそ掴んで改めて事務局から確認されたいのではないのでしょうか。

(事務局)

では、5月22日を軸にして、もう一度確認して、最終的に決めるということで、改めて日程を確認させていただきたいと思います。

(井上会長)

これにて閉会ということでよろしいでしょうか。

夜遅くに開催することになりまして誠に申し訳ございません。

本日は、これにて閉会ということで、次回も全員揃うことを期待して閉会にしたいと思います。

ご苦勞さまでした。